

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 9 月21日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横井 正道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 宮崎 洋行
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券に係るファンドの 名称】	アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）
【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券の金額】	アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド） 各々につき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

以下、上記ファンドを総称して、「アジア・ハイ・インカム・ファンド」または「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース：アジア３通貨コース

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース：円コース

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）：マネープールファンド

なお、「アジア３通貨コース」および「円コース」を総称して、「各コース」という場合があります。

* 上記以外のファンドが今後追加されることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各々につき、１兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日^{（注１）}の翌営業日の基準価額^{（注２）}とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

（注１）各コースにつき、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

（注２）基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

（５）【申込手数料】

〔各コース〕

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.675%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

〔マネープールファンド〕

ありません。

マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成23年9月22日から平成24年9月21日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

（９）【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

〔各コース〕

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

〔マネープールファンド〕

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（

<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファン ド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリーファン ド	あり (フルヘッジ)
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回 年 4 回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 6 回 （ 隔月 ） 年12回 （ 毎月 ） 日々	欧州 アジア オセアニア 中南米	
不動産投信	その他 （ ）	アフリカ 中近東 （ 中東 ） エマージング	
その他資産 （ 投資信託証券 （ 債券 一般 ） ）			ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます

年 2 回...目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色



各コースは、主として投資信託証券への投資を通じて、米ドル建てのアジアの高利回りの債券（事業債、ソブリン債など）を中心に投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド（PIMCO Asia High Income Bond Fund）」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドの運用はパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）（所在地：米国カリフォルニア州ニューポートビーチ）が行い、主に米ドル建てのアジア地域の債券を投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

※ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドにおいて米ドル建て以外の通貨建ての資産へ投資する場合は、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。一部、アジア地域以外の債券等へ投資する場合があります。

※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの運用は大和住銀投信投資顧問が行い、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。

- 外国投資信託証券への投資比率は、原則として高位を保ちます（当ファンドの信託期間が終了する数ヵ月前からは、キャッシュの保有比率を高めることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率は高位にならない場合があります。）。

- 各コースの運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドへ委託します。

ピムコジャパンリミテッドの概要

- ・ ピムコジャパンリミテッドは、世界有数の資産運用グループであるPIMCOグループのグローバル拠点の1つとして1997年に設立されました。
- ・ 所在地：東京都港区

PIMCOの概要

- ・ パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）は、米国カリフォルニア州ニューポートビーチを本拠とした世界最大級の債券運用残高を有する運用会社です。
- ・ PIMCOグループの運用資産残高は1.28兆ドル（約106兆円）を超え、ニューポートビーチ、ニューヨーク、シンガポール、東京、ロンドン、シドニー、ミュンヘン、トロント、香港などの拠点到1,700名以上スタッフを擁しています（平成23年3月末現在）。

◆マネープールファンド

- キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
- マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色

2

為替ヘッジ手法の異なる2つのファンドとマネープールファンドがあり、各ファンド間でのスイッチングが可能です。

アジア3通貨コース

アジア3通貨で為替ヘッジ

対象通貨：中国元、インドルピー、インドネシアルピア

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を对中国、インド、インドネシアの各通貨で為替ヘッジする外国投資信託証券に投資します。



円コース

円で為替ヘッジ

対象通貨：円

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を対円で為替ヘッジする外国投資信託証券に投資します。



- 外国投資信託証券において行われる為替ヘッジとは、「保有外貨建資産の通貨（投資する米ドル建て以外の外貨建資産は、原則として対米ドルでヘッジしますので、保有外貨建資産は実質米ドル建てとなります。）の売りと対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と各対象通貨の為替リスクがあります。
- アジア3通貨コースの通貨配分は、概ね中国元20%程度、インドルピー40%程度、インドネシアルピア40%程度とすることを基本とします（ただし、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が上記の配分から大きく乖離する場合があります。）。したがって、円と対象通貨配分に応じた為替リスクがあります。また、将来、上記の配分は見直される場合があります。
- 円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行い為替リスクの低減に努めますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円コース以外のコースにおいても、対象通貨で完全に行為替ヘッジすることができないため、円に対する外貨建資産（原則米ドル建て）の為替リスクは残ります。
- マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※各ファンドのお取扱い、スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

特色

3

各コースは、毎月の決算時に収益の分配を目指します。

- 各コースの決算日は毎月の21日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- マネープールファンドの決算日は、毎年6月、12月の21日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ

各コース



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

1. 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

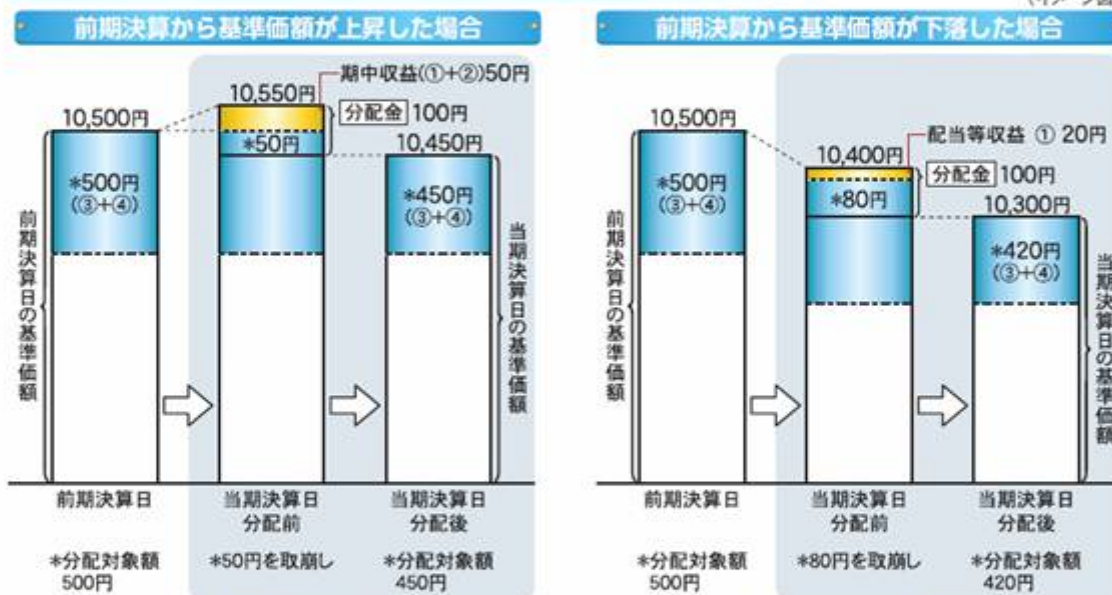
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



2. 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)

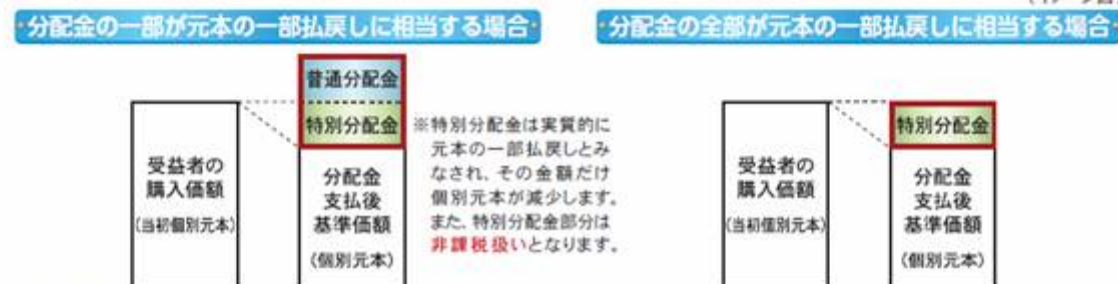


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

3. 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(イメージ図)



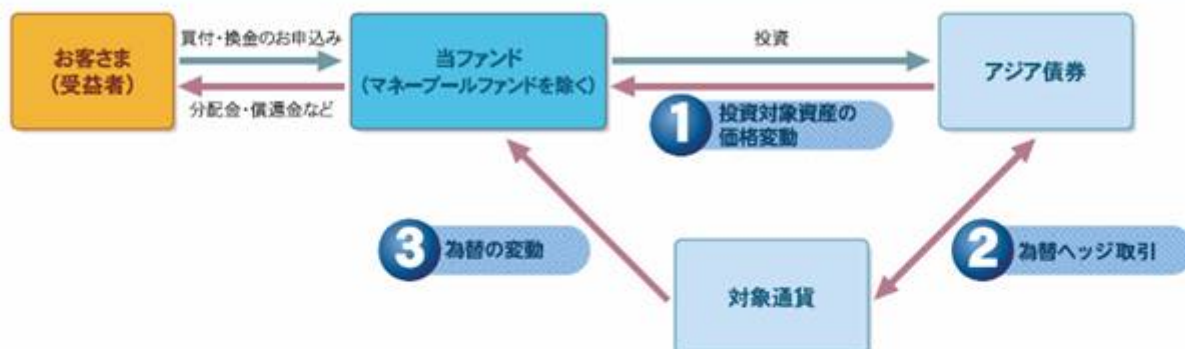
普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 当ファンド(マネープールファンドを除く)は主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券への投資に加えて、為替ヘッジの対象として円以外にアジア3通貨から構成される通貨バスケットからも選択することができるよう設計された投資信託です。

当ファンド(マネープールファンドを除く)のイメージ図



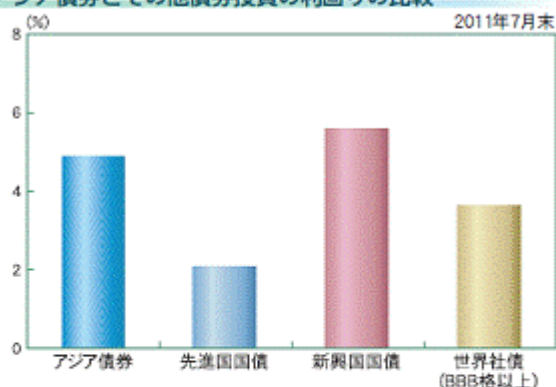
- 当ファンド(マネープールファンドを除く)の収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 アジア債券の利息収入、 値上がり／値下がり	債券価格の上昇 金利の低下 債券の発行体の信用力上昇	債券価格の下落 金利の上昇 債券の発行体の信用力低下
2 為替ヘッジ プレミアム／コスト	ヘッジプレミアムの発生 対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	ヘッジコストの発生 対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利
3 為替差益／差損	為替差益の発生 対象通貨に対して円安	為替差損の発生 対象通貨に対して円高

※円コースは、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減に努めます。
 ※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

1 アジア債券について

アジア債券とその他債券投資の利回りの比較



（出所）JPモルガン、シティグループ、Bloombergのデータを元に
大和住銀投信投資顧問作成。

※アジア債券：JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス、先進国国債：シティグループ世界国債インデックス、新興国国債：JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド、世界社債（BBB格以上）：BofAメリルリンチ・グローバル・ブロード・マーケット・コーポレート・インデックス。
※BofAメリルリンチ・グローバル・ブロード・マーケット・コーポレート・インデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許諾を受けて利用しています。

アジア債券インデックスの推移



（出所）JPモルガン、Bloombergのデータを元に大和住銀投信投資顧問作成。

※アジア債券インデックス：JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス。

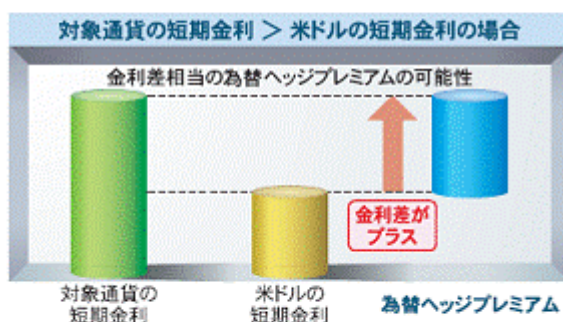
※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

2 為替ヘッジプレミアム／コストについて

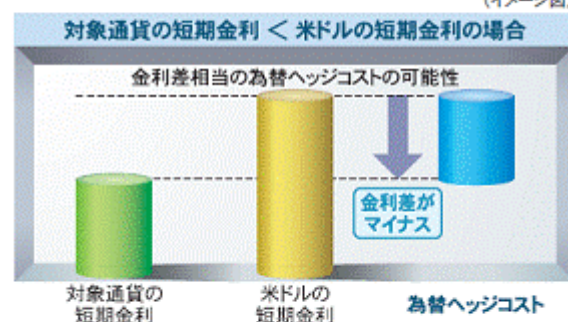
一般的に、米ドルより高い金利の通貨で為替ヘッジした場合、2通貨間の金利差を為替ヘッジプレミアムとして実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルよりも低い金利の通貨で為替ヘッジした場合は、為替ヘッジコストが生じます。ただし、為替ヘッジ対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

為替取引を活用した収益機会のイメージ

為替ヘッジプレミアム



為替ヘッジコスト



（イメージ図）

●主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム／コストは、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン・デリバブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

3 主要通貨の為替レート(対円)の推移について

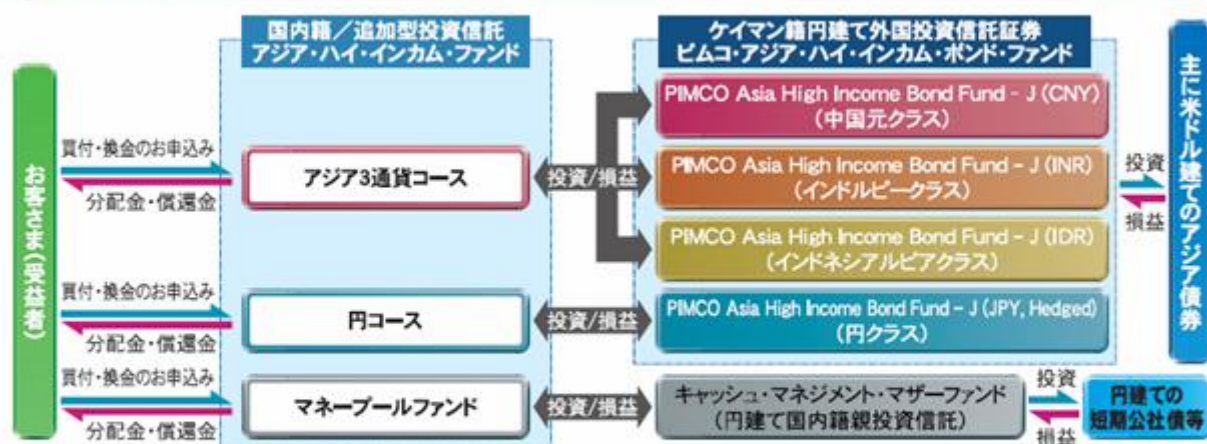
為替相場の推移(2006年7月末～2011年7月末)



(出所) Bloomberg のデータを元に大和住銀投信投資顧問作成。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの仕組み



- 各コースは、主に各対象通貨で為替ヘッジが行われている外国投資信託証券へ投資します。また、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにも投資します。
- マネーブルファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※各ファンドのお取扱い、スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

信託金の限度額

[各コース]

信託金の限度額は、各々につき2,500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

[マネープールファンド]

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

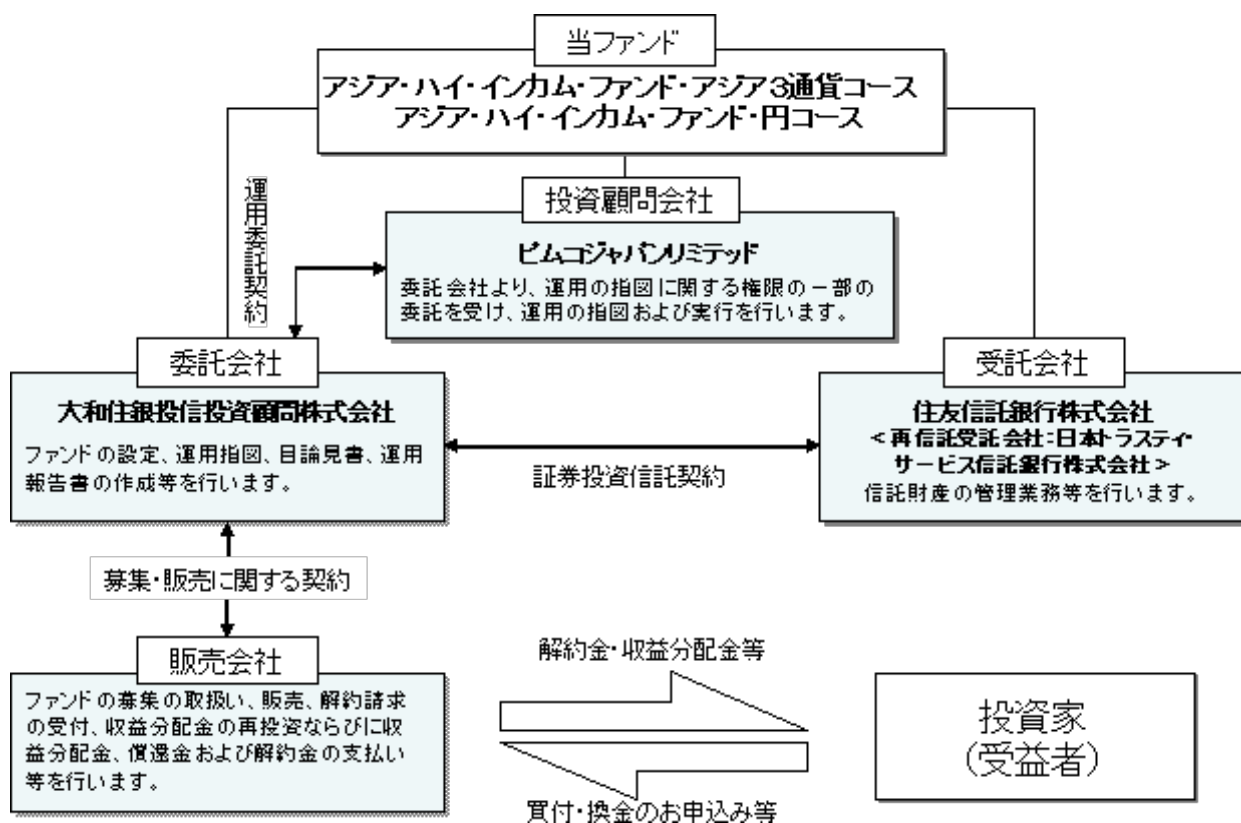
(2)【ファンドの沿革】

平成22年7月30日 信託契約締結

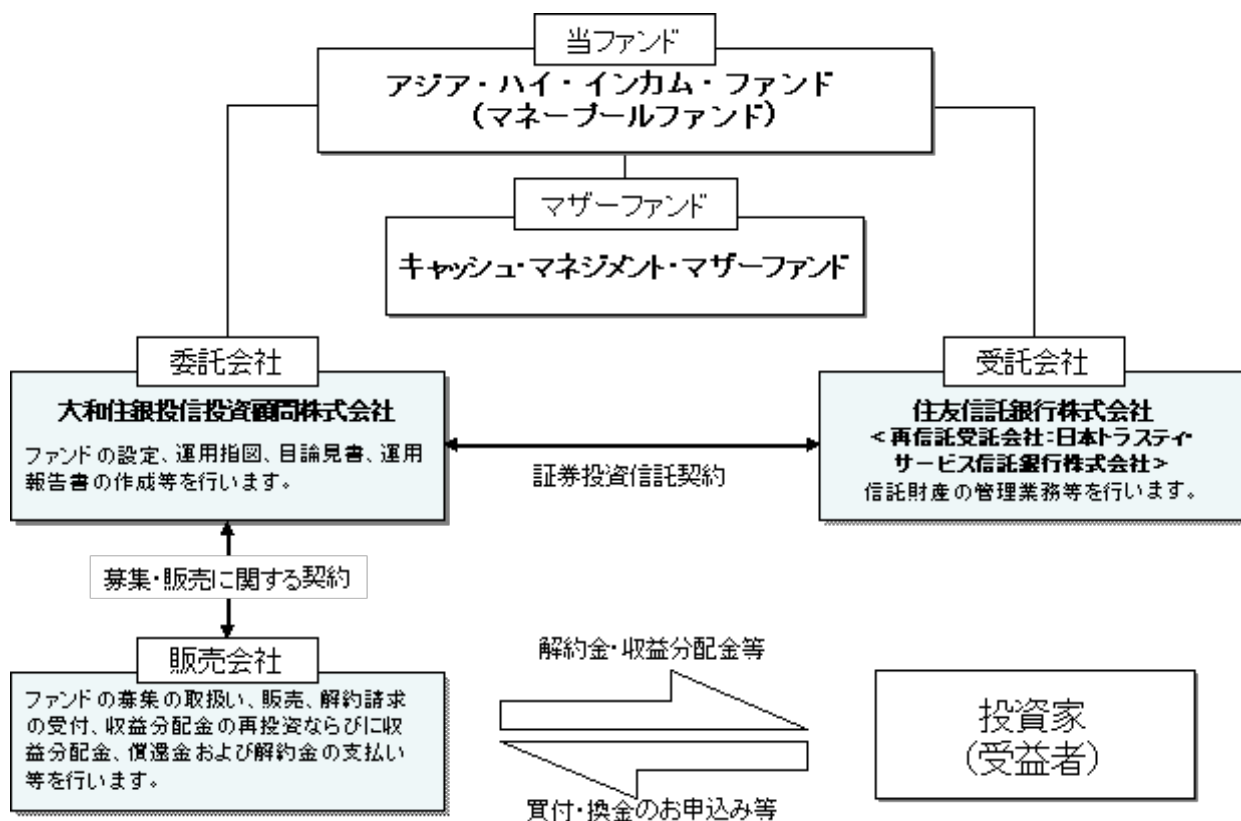
平成22年7月30日 当ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

[各コース]



〔マネープールファンド〕



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	アジア3通貨コースおよび円コースの運用指図に関する権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

委託会社等の概況（平成23年7月末現在）

- ・名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・代表者の役職氏名 代表取締役社長 横井 正道
- ・本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- ・資本金の額 20億円
- ・会社の沿革 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立
平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得

平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投
信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社
へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	1,692,500	44.0
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[アジア3通貨コース]

主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、中国、インド、インドネシアの各通貨の買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドへ委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[円コース]

主に米ドル建てのアジアの高利回りの債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、円の買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用の指図にかかる権限の一部を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

各コースにおいて、「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

アジア3通貨コース	ケイマン籍外国投資信託 PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY) PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR) PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)
円コース	ケイマン籍外国投資信託 PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)

[マネープールファンド]

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドを主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等を実質的に投資を行い、利息等収入の

確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

〔各コース〕

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

〔マネープールファンド〕

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りします。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

運用の指図範囲

〔各コース〕

委託会社（信託約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- ５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売却し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

〔マネープールファンド〕

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
 - 2．地方債証券
 - 3．特別の法律により法人の発行する債券
 - 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限り
ます。）
 - 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 6．コマーシャル・ペーパー
 - 7．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 - 8．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 9．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - 12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り
ます。）
 - 13．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8および9の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

[各コース]

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除
きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

[マネーブルファンド]

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除
きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、平成23年7月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

< ピムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド（PIMCO Asia High Income Bond Fund）の概要 >

ファンド名	PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (CNY)（中国元クラス） PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (INR)（インドルピークラス） PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (IDR)（インドネシアルピアクラス） PIMCO Asia High Income Bond Fund – J (JPY, Hedged)（円クラス）										
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託証券 / 円建て										
運用目的	主に米ドル建てのアジア地域の債券（事業債、ソブリン債等）に投資することで、高水準のインカムゲインと中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。										
主要投資対象	米ドル建てのアジア地域の債券を主要投資対象とします。また、外国為替予約取引等を活用します。										
投資方針	1. 主に米ドル建てのアジア地域（除く日本）の債券に投資することにより、高水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。 ・ポートフォリオの平均格付けは、原則として、B - 格相当以上とします。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として、2年以上8年以内で調整します。 ・米ドル建て以外の資産への投資は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は対米ドルで為替ヘッジすることを原則とします。 ・同一発行体の債券（国債、政府保証債等を除く。）への投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・同一国の国債、政府保証債等への投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の40%以内とします。 ・一部、アジア地域以外の債券等に投資する場合があります。この場合の投資割合は、原則として取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします（キャッシュ運用目的を除く。）。 ・実質的にアジア地域の債券へ投資する仕組債等に投資する場合があります。 2. 各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替ヘッジが行われます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラス</th><th>為替予約取引等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J (CNY)</td><td>原則として、米ドル建て資産を対中国元で為替ヘッジ</td></tr> <tr> <td>J (INR)</td><td>原則として、米ドル建て資産を対インドルピーで為替ヘッジ</td></tr> <tr> <td>J (IDR)</td><td>原則として、米ドル建て資産を対インドネシアルピアで為替ヘッジ</td></tr> <tr> <td>J (JPY, Hedged)</td><td>原則として、米ドル建て資産を対円で為替ヘッジ</td></tr> </tbody> </table> 3. 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。	クラス	為替予約取引等	J (CNY)	原則として、米ドル建て資産を対中国元で為替ヘッジ	J (INR)	原則として、米ドル建て資産を対インドルピーで為替ヘッジ	J (IDR)	原則として、米ドル建て資産を対インドネシアルピアで為替ヘッジ	J (JPY, Hedged)	原則として、米ドル建て資産を対円で為替ヘッジ
クラス	為替予約取引等										
J (CNY)	原則として、米ドル建て資産を対中国元で為替ヘッジ										
J (INR)	原則として、米ドル建て資産を対インドルピーで為替ヘッジ										
J (IDR)	原則として、米ドル建て資産を対インドネシアルピアで為替ヘッジ										
J (JPY, Hedged)	原則として、米ドル建て資産を対円で為替ヘッジ										
主な投資制限	・株式への投資割合は、転換社債等の転換等により取得した場合に限りファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・転換社債への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の25%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ・ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・流動性のない資産（ファンドが時価評価した金額とほぼ同金額で7日以内に処分できない証券）への投資は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。										
運用開始日	2010年7月30日										
収益の分配	原則毎月行います。										
申込手数料	かかりません。										
信託報酬	かかりません。										
その他費用	信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる売買委託手数料、有価証券取引にかかる手数料、先物・オプション取引等に要する費用などはファンドから負担されます。										

投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO） （所在地：米国カリフォルニア州ニューポートビーチ）
--------	---

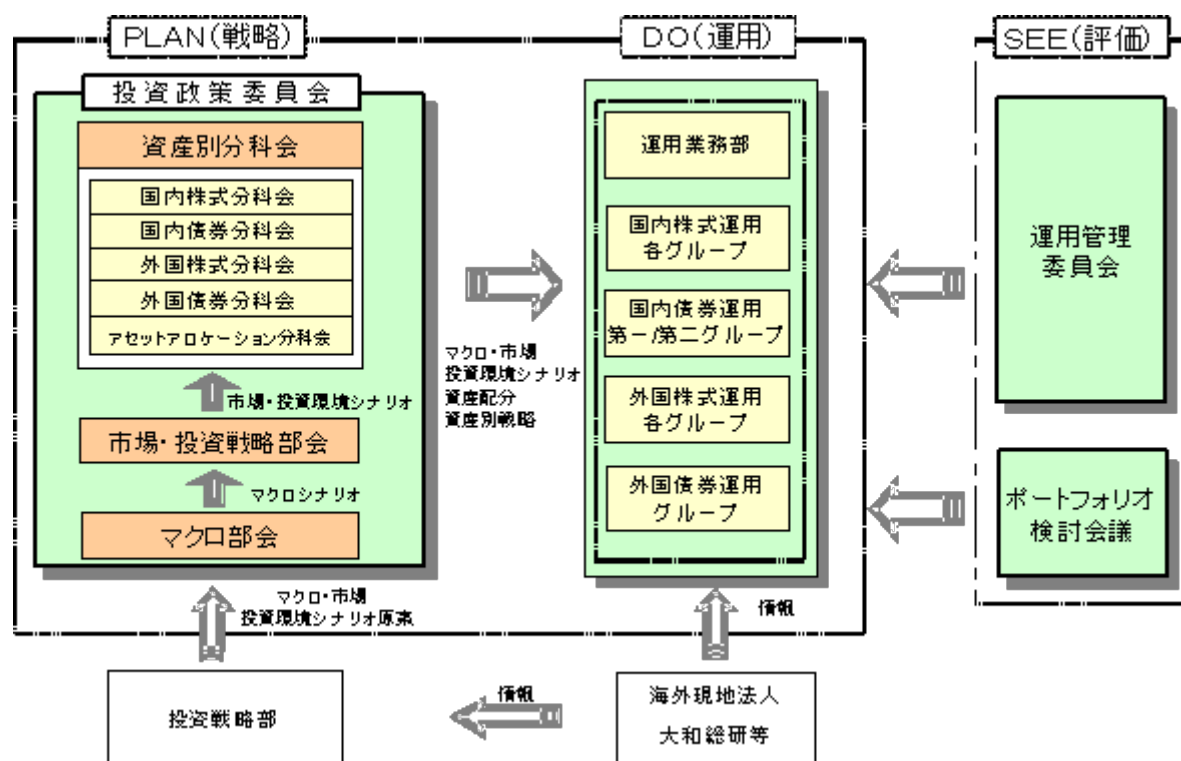
PIMCOにおける運用プロセス

- ・年に1度の長期経済予測会議において長期的傾向（人口動態、政治的要因など）の評価・分析を行い、向こう3-5年の見通しを策定します。
- ・四半期毎の短期経済予測会議において主要経済圏について向こう6-12ヵ月の経済成長率やインフレ率、短期的に市場に影響を及ぼすトレンド等についての予測・分析を行います。
- ・経済予測会議の終了後、インベストメント・コミッティーにおいてポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と債券市場の様々なセクターを担当しているスペシャリストからのボトム・アップ情報の両方を活用しつつ、コンセンサスに基づいて国別配分、通貨配分、デュレーション、イールドカーブ、セクター配分および信用分析を含むポートフォリオの構成とリスク特性のターゲットを決定し、投資テーマを策定します。
- ・各運用チームの戦略会議にてより詳細なモデルポートフォリオを構築します。
- ・個別銘柄選択に関しては、各セクター・スペシャリストからのボトム・アップ戦略とクレジット・アナリストのリサーチから、割高/割安分析、流動性等を勘案して決定します。

<マザーファンドの概要>

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	住友信託銀行株式会社 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	平成19年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

(3) 【運用体制】



* 当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成23年7月末現在で約100名です。

* 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

* 各コースにおいては、委託会社から運用の指図にかかる権限の一部の委託を受けたピムコジャパンリミテッドが、運用委託契約やそれに付随する運用ガイドラインに従い、運用の主要部分を実行します。委託会社においては、当ファンドのモニタリング（運用ガイドラインに規定される投資制限の遵守状況のチェック、運用成果のチェック）等を行います。

* 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。

* 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

(4) 【分配方針】

毎決算時 に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

各コースは毎月の21日（ただし、休業日の場合は翌営業日）、マネープールファンドは毎年6月、12月の21日（ただし、休業日の場合は翌営業日）とします。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

〔各コース〕

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

〔マネーボールファンド〕

イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに

開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

〔各コース〕

イ．主な投資制限

（イ）投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

（ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

（ハ）外貨建資産への直接投資は行いません。

（二）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（二）（イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

八．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

二．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[マネープールファンド]

イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

八．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

二．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- （a）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

リ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
 - (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとしします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ヲ．受託会社による資金の立替

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（１）運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

（２）運用方法

投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
- ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りします。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記 の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時に

において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

二．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

- 当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。
- 当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
- 投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

<基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

[各コース]

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、金利の変動に対する債券価格の変動性を表す指標です。一般的にデュレーションの値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高

い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。

（４）外国証券投資のリスク

<為替リスク>

□ アジア 3 通貨コース

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産を各対象通貨で為替ヘッジを行います。そのため、円に対する対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、対象通貨で完全に為替ヘッジすることはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと対象通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

□ 円コース

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル建て資産を対円で為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

（５）カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・ 政治体制の変化
- ・ 社会不安の高まり
- ・ 他国との外交関係の悪化
- ・ 海外からの投資に対する規制
- ・ 海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

（６）その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

[マネープールファンド]

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、金利の変動に対する債券価格の変動性を表す指標です。一般的にデュレーションの値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きますと、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。

<その他の留意点>

(1)為替ヘッジに関する留意点

各コースの主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム／コストは、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

また、対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

アジア3通貨コースでは、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が基本配分から大きく乖離する場合があります。

(2) 繰上償還について

各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(3) 換金請求の受付に関する留意点

〔各コース〕

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

〔マネープールファンド〕

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(4) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(6) その他

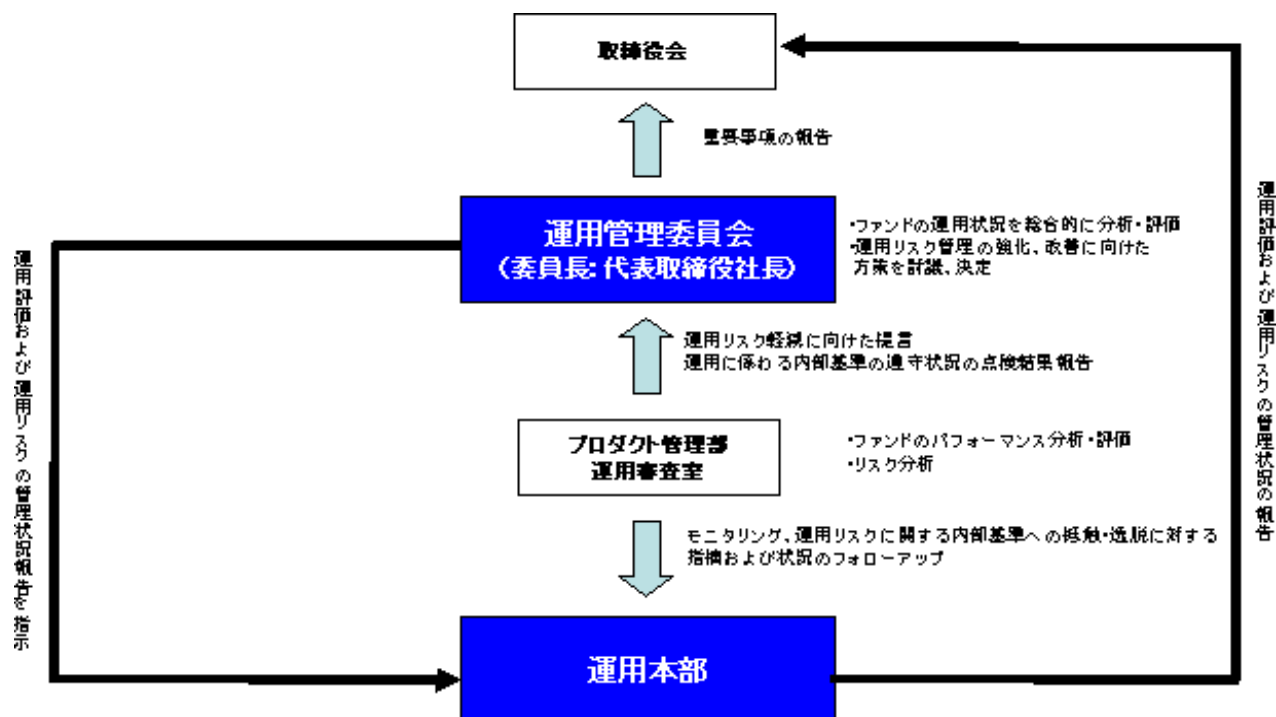
委託会社は投資顧問会社（ピムコジャパンリミテッド）に対して、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

< リスクの管理体制 >

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (20名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (5名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
プロダクト管理部 (8名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
運用審査室 (3名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (20名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



※運用リスク肥後、自主的な管理

* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

[各コース]

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.675%（税抜3.5%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

[マネープールファンド]

ありません。

マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

[各コース]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.65375%（税抜1.575%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.9975%	年率0.63%	年率0.02625%
（税抜0.95%）	（税抜0.60%）	（税抜0.025%）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

[マネープールファンド]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（以下「コールレート」といいます。）に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.63%（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

コールレート	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.00%以上	年率0.2835% (税抜0.27%)	年率0.2835% (税抜0.27%)	年率0.063% (税抜0.06%)	年率0.63% (税抜0.60%)
1.00%未満	純資産総額に右記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 45% 45% 10%			コールレートに 0.63(税抜0.60)を 乗じて得た率

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

各コースの委託会社の報酬には、ピムコジャパンリミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、各コースが主要対象とする投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額の合計額に年0.63%（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが

投資対象とする投資信託証券およびマネーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し次に掲げる率を乗じて得た額とし、各コースは各特定期末（毎年6月、12月に属する計算期末）または信託終了時に、マネープールファンドは各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

各コース	年率 0.009975%（税抜0.0095%）以内の率
マネープールファンド	年率 0.0063%（税抜0.0060%）以内の率

また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

<平成25年12月31日まで>

- ・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

- ・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

<平成26年1月1日以降>

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

<損益通算について>

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

<平成25年12月31日まで>

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。

<平成26年1月1日以降>

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

<益金不算入制度について>

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

<個別元本について>

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

* 上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

(1)【投資状況】

(平成23年7月末現在)

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券	日本	180,371,224	0.54%
(キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)			
投資信託受益証券	ケイマン諸島	33,355,193,883	99.26%
純資産総額		33,602,560,500	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資状況>

(平成23年7月末現在)

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
国債証券	日本	3,700,317,200	76.24%
純資産総額		4,853,309,992	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年7月末現在)

イ．主要銘柄の明細

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR) ケイマン諸島	投資信託受益 証券 -	14,847,335,876	0.9148 13,582,380,013	0.9210 13,674,396,341	- -	40.69%
2	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR)	投資信託受益 証券	14,375,411,925	0.9233	0.9305	-	39.81%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
	ケイマン諸島	-		13,274,239,921	13,376,320,796	-	
3	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY) ケイマン諸島	投資信託受益 証券 -	7,256,534,008	0.8716 6,325,499,087	0.8688 6,304,476,746	- -	18.76%
4	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	177,740,663	1.0148 180,371,229	1.0148 180,371,224	- -	0.54%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの主要銘柄の明細>

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	288 2年国債 日本	国債証券 -	1,200,000,000	100.03 1,200,457,200	100.03 1,200,440,400	0.2000 2012/01/15	24.73%
2	170 国庫短期証券 日本	国債証券 -	500,000,000	99.99 499,982,000	99.99 499,990,000	- 2011/08/10	10.30%
3	284 2年国債 日本	国債証券 -	400,000,000	100.02 400,102,800	100.02 400,095,600	0.3000 2011/09/15	8.24%
4	199 国庫短期証券 日本	国債証券 -	300,000,000	99.98 299,961,900	99.98 299,967,000	- 2011/09/12	6.18%
5	196 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.99 199,982,400	99.99 199,985,600	- 2011/08/29	4.12%
6	207 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.97 199,955,600	99.97 199,958,800	- 2011/10/17	4.12%
7	209 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.97 199,951,600	99.97 199,955,000	- 2011/10/24	4.12%
8	189 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.99 99,998,300	99.99 99,998,300	- 2011/08/01	2.06%
9	190 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.99 99,996,900	99.99 99,998,300	- 2011/08/08	2.06%
10	197 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,989,300	99.99 99,990,900	- 2011/09/05	2.06%
11	202 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,985,200	99.98 99,986,800	- 2011/09/20	2.06%
12	210 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,985,700	99.98 99,986,300	- 2011/09/22	2.06%
13	204 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,981,600	99.98 99,983,200	- 2011/10/03	2.06%
14	206 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,979,400	99.98 99,981,000	- 2011/10/11	2.06%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

種類別	投資比率
投資信託受益証券	99.26%
親投資信託受益証券	0.54%
合計	99.80%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率>
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	76.24%
合計	76.24%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（平成23年7月末現在）

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資不動産物件>

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成23年7月末現在）

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成22年7月30日）	2,178	-	1.0000	-
平成22年8月末日	8,572	-	0.9915	-
平成22年9月末日	13,690	-	1.0147	-
平成22年10月末日	17,978	-	0.9885	-
平成22年11月末日	24,862	-	0.9901	-
第1特定期間末 （平成22年12月21日）	27,630	28,428	0.9724	1.0124
平成22年12月末日	29,039	-	0.9608	-
平成23年1月末日	32,051	-	0.9460	-
平成23年2月末日	34,548	-	0.9486	-
平成23年3月末日	36,144	-	0.9719	-
平成23年4月末日	36,074	-	0.9786	-
平成23年5月末日	36,011	-	0.9581	-
第2特定期間末 （平成23年6月21日）	34,159	36,317	0.9258	0.9858
平成23年6月末日	34,481	-	0.9331	-
平成23年7月末日	33,602	-	0.9259	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

期間	1口当りの分配金（円）
第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	0.0400
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	0.0600

【収益率の推移】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

期間	収益率
第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	1.2%
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	1.4%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

(4)【設定及び解約の実績】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース		
期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1 特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	28,727,812,650	312,067,103
第2 特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	17,035,121,134	8,554,699,016

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[次へ](#)

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

(1)投資状況

(平成23年7月末現在)

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	32,399,218	0.53%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	6,099,249,317	99.51%
純資産総額		6,129,433,746	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資状況>

(平成23年7月末現在)

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	日本	3,700,317,200	76.24%
純資産総額		4,853,309,992	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成23年7月末現在)

イ．主要銘柄の明細

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged) ケイマン諸島	投資信託受益 証券 -	6,304,133,661	0.9591 6,046,294,597	0.9675 6,099,249,317	- -	99.51%
2	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	31,926,703	1.0148 32,399,219	1.0148 32,399,218	- -	0.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの主要銘柄の明細>

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	288 2年国債 日本	国債証券 -	1,200,000,000	100.03 1,200,457,200	100.03 1,200,440,400	0.2000 2012/01/15	24.73%
2	170 国庫短期証券 日本	国債証券 -	500,000,000	99.99 499,982,000	99.99 499,990,000	- 2011/08/10	10.30%
3	284 2年国債 日本	国債証券 -	400,000,000	100.02 400,102,800	100.02 400,095,600	0.3000 2011/09/15	8.24%
4	199 国庫短期証券 日本	国債証券 -	300,000,000	99.98 299,961,900	99.98 299,967,000	- 2011/09/12	6.18%
5	196 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.99 199,982,400	99.99 199,985,600	- 2011/08/29	4.12%
6	207 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.97 199,955,600	99.97 199,958,800	- 2011/10/17	4.12%
7	209 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.97 199,951,600	99.97 199,955,000	- 2011/10/24	4.12%
8	189 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.99 99,998,300	99.99 99,998,300	- 2011/08/01	2.06%
9	190 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.99 99,996,900	99.99 99,998,300	- 2011/08/08	2.06%
10	197 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,989,300	99.99 99,990,900	- 2011/09/05	2.06%
11	202 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,985,200	99.98 99,986,800	- 2011/09/20	2.06%
12	210 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,985,700	99.98 99,986,300	- 2011/09/22	2.06%
13	204 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,981,600	99.98 99,983,200	- 2011/10/03	2.06%
14	206 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,979,400	99.98 99,981,000	- 2011/10/11	2.06%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

種類別	投資比率
投資信託受益証券	99.51%
親投資信託受益証券	0.53%
合計	100.04%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率>

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	76.24%
合計	76.24%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
該当事項はありません。

投資不動産物件

（平成23年7月末現在）

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資不動産物件>

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（平成23年7月末現在）

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成22年7月30日）	121	-	1.0000	-
平成22年8月末日	1,107	-	1.0168	-
平成22年9月末日	2,861	-	1.0256	-
平成22年10月末日	4,739	-	1.0276	-
平成22年11月末日	7,041	-	1.0109	-
第1特定期間末 （平成22年12月21日）	7,812	7,933	0.9993	1.0233
平成22年12月末日	8,095	-	0.9976	-
平成23年1月末日	8,442	-	0.9955	-
平成23年2月末日	8,511	-	0.9871	-
平成23年3月末日	8,181	-	0.9845	-
平成23年4月末日	8,215	-	0.9878	-
平成23年5月末日	7,339	-	0.9924	-
第2特定期間末 （平成23年6月21日）	6,831	7,119	0.9700	1.0060
平成23年6月末日	6,660	-	0.9669	-
平成23年7月末日	6,129	-	0.9804	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

期間	1口当りの分配金（円）
第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	0.0240
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	0.0360

収益率の推移

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

期間	収益率
第1特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	2.3%
第2特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	0.7%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

(4) 設定及び解約の実績

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース		
期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1 特定期間（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	7,862,458,629	43,640,856
第2 特定期間（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	1,881,284,885	2,657,463,174

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

[次へ](#)

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

(1)投資状況

(平成23年7月末現在)

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	5,465,341	100.00%
純資産総額		5,465,113	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資状況>

(平成23年7月末現在)

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	日本	3,700,317,200	76.24%
純資産総額		4,853,309,992	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成23年7月末現在)

イ．主要銘柄の明細

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	5,385,634	1.0147 5,464,803	1.0148 5,465,341	- -	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

< 参考：マザーファンドの主要銘柄の明細 >

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	288 2年国債 日本	国債証券 -	1,200,000,000	100.03 1,200,457,200	100.03 1,200,440,400	0.2000 2012/01/15	24.73%
2	170 国庫短期証券 日本	国債証券 -	500,000,000	99.99 499,982,000	99.99 499,990,000	- 2011/08/10	10.30%
3	284 2年国債 日本	国債証券 -	400,000,000	100.02 400,102,800	100.02 400,095,600	0.3000 2011/09/15	8.24%
4	199 国庫短期証券 日本	国債証券 -	300,000,000	99.98 299,961,900	99.98 299,967,000	- 2011/09/12	6.18%
5	196 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.99 199,982,400	99.99 199,985,600	- 2011/08/29	4.12%
6	207 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.97 199,955,600	99.97 199,958,800	- 2011/10/17	4.12%
7	209 国庫短期証券 日本	国債証券 -	200,000,000	99.97 199,951,600	99.97 199,955,000	- 2011/10/24	4.12%
8	189 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.99 99,998,300	99.99 99,998,300	- 2011/08/01	2.06%
9	190 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.99 99,996,900	99.99 99,998,300	- 2011/08/08	2.06%
10	197 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,989,300	99.99 99,990,900	- 2011/09/05	2.06%
11	202 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,985,200	99.98 99,986,800	- 2011/09/20	2.06%
12	210 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,985,700	99.98 99,986,300	- 2011/09/22	2.06%
13	204 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.98 99,981,600	99.98 99,983,200	- 2011/10/03	2.06%
14	206 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,979,400	99.98 99,981,000	- 2011/10/11	2.06%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーボールファンド）

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

< 参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率 >

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	76.24%
合計	76.24%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
該当事項はありません。

投資不動産物件

（平成23年7月末現在）

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資不動産物件>
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（平成23年7月末現在）

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーボールファンド）

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成22年7月30日）	1	-	1.0000	-
平成22年8月末日	1	-	1.0001	-
平成22年9月末日	1	-	1.0001	-
平成22年10月末日	1	-	1.0002	-
平成22年11月末日	1	-	1.0002	-
第1計算期間末 （平成22年12月21日）	1	-	1.0003	-
平成22年12月末日	1	-	1.0003	-
平成23年1月末日	1	-	1.0004	-
平成23年2月末日	1	-	1.0004	-
平成23年3月末日	51	-	1.0006	-
平成23年4月末日	47	-	1.0006	-
平成23年5月末日	5	-	1.0007	-
第2計算期間末 （平成23年6月21日）	5	-	1.0008	-
平成23年6月末日	5	-	1.0007	-
平成23年7月末日	5	-	1.0008	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

分配の推移

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーボールファンド）

該当事項はありません。

収益率の推移

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーボールファンド）

期間	収益率
第1期（平成22年7月30日～平成22年12月21日）	0.0%
第2期（平成22年12月22日～平成23年6月21日）	0.0%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

(4)設定及び解約の実績

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーボールファンド）

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第 1 期（平成22年 7 月30日～平成22年12月21日）	1,000,000	0
第 2 期（平成22年12月22日～平成23年 6 月21日）	55,312,876	50,852,190

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考情報）

2011年7月29日現在

基準価額・純資産の推移

アジア3通貨コース



円コース



マネープールファンド



■ 純資産総額:右目盛 — 基準価額(信託報酬控除後):左目盛 — 基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算):左目盛

*基準価額(信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

	アジア3通貨コース	円コース
2011年 7月	100円	60円
2011年 6月	100円	60円
2011年 5月	100円	60円
2011年 4月	100円	60円
2011年 3月	100円	60円
直近1年間累計	1,100円	660円
設定来累計	1,100円	660円

*分配金は1万円当たり、税引前

	マネープールファンド
2011年 6月	0円
2010年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

アジア3通貨コース

投資銘柄	投資比率
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)	40.7%
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR)	39.8%
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY)	18.8%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.5%

マネープールファンド

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.0%

*投資比率は全て純資産総額対比

円コース

投資銘柄	投資比率
PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)	99.5%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.5%

■参考情報(上位10銘柄)

ビムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンド

	投資銘柄	国名	種別	クーポン	償還日	投資比率
1	POWER SECTOR ASSETS & LI GOV GTD REGS	フィリピン	準国債	7.390%	2024/12/2	8.5%
2	SIGMA CAPITAL PTE LTD CO GTD	インドネシア	事業債	9.000%	2015/4/30	3.8%
3	INDO INTGRD ENERGY II CO GTD REGS	インドネシア	事業債	9.750%	2016/11/5	3.4%
4	INDOSAT PALAPA CO BV CO GTD REGS	インドネシア	準国債	7.375%	2020/7/29	3.1%
5	LISTRINDO CAPITAL BV CO GTD REGS	インドネシア	事業債	9.250%	2015/1/29	3.0%
6	ENERGY DEVELOPMENT CORP GLBL BD	フィリピン	事業債	6.500%	2021/1/20	3.0%
7	STAR ENERGY GEOTHERMAL W REGS	インドネシア	事業債	11.500%	2015/2/12	2.9%
8	WING HANG BANK LTD SUB NT EMTN	香港	事業債	6.000%	永久債	2.9%
9	STATS CHIPPAK LTD CO GTD	シンガポール	事業債	7.500%	2015/8/12	2.5%
10	HYUNDAI MOTOR MANUFACTUR SR UNSEC REGS	韓国	事業債	4.500%	2015/4/15	2.2%

*投資比率はビムコ・アジア・ハイ・インカム・ボンド・ファンドの純資産総額対比

*準国債：政府による出資が50%以上の企業の発行する債券

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	288 2年国債	国債証券	24.7%
2	170 国庫短期証券	国債証券	10.3%
3	284 2年国債	国債証券	8.2%
4	199 国庫短期証券	国債証券	6.2%
5	196 国庫短期証券	国債証券	4.1%
6	207 国庫短期証券	国債証券	4.1%
7	209 国庫短期証券	国債証券	4.1%
8	189 国庫短期証券	国債証券	2.1%
9	190 国庫短期証券	国債証券	2.1%
10	197 国庫短期証券	国債証券	2.1%

*投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

アジア3通貨コース



円コース



マネーボールファンド



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2010年は当初設定日(2010年7月30日)から年末までの収益率、2011年は7月末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

*ファンドロゴは、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

[前へ](#)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、各コースにおいては、取得申込受付日がニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。また、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

(2)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(3)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座の開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。

なお、当ファンドはアジア3通貨コース、円コース、マネープールファンドの3つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(注)当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機

関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

[各コ - ス]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとし、解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所またはシンガポール証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

□ 解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□ 解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□ 解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

□ 解約にかかる手数料：ありません。

[マネープールファンド]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

□解約にかかる手数料：ありません。

(注)当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主要投資対象の評価方法 >

ファンド名	有価証券等	評価方法
アジア3通貨コース 円コース	投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。

マネープールファンド	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。
------------	------	---

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日
除く。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成22年7月30日）から、平成32年8月21日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、信託期間の終了前にアジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他 信託契約の解約」をご参照ください。）。

また、各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

（4）【計算期間】

〔各コース〕

計算期間は、原則として毎月22日から翌月21日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

〔マネープールファンド〕

計算期間は、原則として毎年6月22日から12月21日、12月22日から翌年6月21日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（5）【その他】

信託契約の解約

〔各コース〕

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ．前ニ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ．前ニ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ト．前二．から前へ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前八．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二．から前へ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

〔マネープールファンド〕

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、アジア・ハイ・インカム・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

二．前ハ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ホ．前ハ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

へ．前ハ．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ハ．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合

を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

運用にかかる報告等開示方法

[各コース]

委託会社は、特定期末（毎年6月、12月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は特定期末に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

[マネープールファンド]

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

ロ．運用委託契約

各コースにおける委託会社とビムコジャパンリミテッドとの間の運用委託契約は、2ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、信託期間終了日まで存続します。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、当ファンドの投資顧問会社に異動があれば、委託会社は、有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5)反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、信託約款に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成22年7月30日から平成22年12月21日まで）及び当特定期間（平成22年12月22日から平成23年6月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーボールファンド）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年7月30日から平成22年12月21日まで）及び第2期計算期間（平成22年12月22日から平成23年6月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成22年12月21日現在	当 期 平成23年6月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	733,723,524	761,177,541
投資信託受益証券	27,304,478,988	33,895,013,813
親投資信託受益証券	141,986,486	184,023,234
未収入金	87,707	193,449,653
流動資産合計	28,180,276,705	35,033,664,241
資産合計	28,180,276,705	35,033,664,241
負債の部		
流動負債		
未払金	212,489,000	-
未払収益分配金	284,157,455	368,961,676
未払解約金	18,491,865	457,752,416
未払受託者報酬	538,032	741,587
未払委託者報酬	33,358,743	45,978,705
その他未払費用	460,979	924,682
流動負債合計	549,496,074	874,359,066
負債合計	549,496,074	874,359,066
純資産の部		
元本等		
元本	28,415,745,547	36,896,167,665
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	784,964,916	2,736,862,490
（分配準備積立金）	233,515,818	353,600,202
元本等合計	27,630,780,631	34,159,305,175
純資産合計	27,630,780,631	34,159,305,175
負債純資産合計	28,180,276,705	35,033,664,241

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期 自 平成22年7月30日 至 平成22年12月21日	当 期 自 平成22年12月22日 至 平成23年6月21日
営業収益		
受取配当金	968,620,350	2,581,867,048
受取利息	228,911	204,573
有価証券売買等損益	830,690,354	1,733,990,389
営業収益合計	138,158,907	848,081,232
営業費用		
受託者報酬	1,569,998	4,459,049
委託者報酬	97,342,723	276,464,316
その他費用	460,979	924,682
営業費用合計	99,373,700	281,848,047
営業利益又は営業損失（ ）	38,785,207	566,233,185
経常利益又は経常損失（ ）	38,785,207	566,233,185
当期純利益又は当期純損失（ ）	38,785,207	566,233,185
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,622,174	90,155,396
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	784,964,916
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,450,530	345,178,226
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,450,530	345,178,226
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,672,680	615,333,433
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,672,680	615,333,433
分配金	798,150,147	2,157,820,156
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	784,964,916	2,736,862,490

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日	当期 自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 同左
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成22年12月21日現在	当期 平成23年 6 月21日現在
1. 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,178,496,457円 26,549,316,193円 312,067,103円	28,415,745,547円 17,035,121,134円 8,554,699,016円
2. 受益権の総数	28,415,745,547口	36,896,167,665口
3. 元本の欠損	784,964,916円	2,736,862,490円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日	当期 自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日																																
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 36,104,368円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 100,337,078円																																
2. 分配金の計算過程 第1期計算期間末（平成22年9月21日）に、投資信託約款に基づき計算した346,619,120円（1万口当たり297.63円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い116,458,040円（1万口当たり100円）を分配しております。	2. 分配金の計算過程 第5期計算期間末（平成23年1月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,017,717,847円（1万口当たり316.95円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い321,094,266円（1万口当たり100円）を分配しております。																																
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>185,720,263円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後）</td><td>156,988,203円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>3,910,654円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>0円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>346,619,120円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(297.63円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>116,458,040円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(100円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	185,720,263円	有価証券売買等損益（費用控除後）	156,988,203円	収益調整金	3,910,654円	分配準備積立金	0円	分配可能額	346,619,120円	（1万口当たり分配可能額）	(297.63円)	収益分配金	116,458,040円	（1万口当たり収益分配金）	(100円)	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>336,774,035円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>448,155,840円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>232,787,972円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,017,717,847円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(316.95円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>321,094,266円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(100円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	336,774,035円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	448,155,840円	分配準備積立金	232,787,972円	分配可能額	1,017,717,847円	（1万口当たり分配可能額）	(316.95円)	収益分配金	321,094,266円	（1万口当たり収益分配金）	(100円)
配当等収益（費用控除後）	185,720,263円																																
有価証券売買等損益（費用控除後）	156,988,203円																																
収益調整金	3,910,654円																																
分配準備積立金	0円																																
分配可能額	346,619,120円																																
（1万口当たり分配可能額）	(297.63円)																																
収益分配金	116,458,040円																																
（1万口当たり収益分配金）	(100円)																																
配当等収益（費用控除後）	336,774,035円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	448,155,840円																																
分配準備積立金	232,787,972円																																
分配可能額	1,017,717,847円																																
（1万口当たり分配可能額）	(316.95円)																																
収益分配金	321,094,266円																																
（1万口当たり収益分配金）	(100円)																																

第2期計算期間末（平成22年10月21日）に、投資信託約款に基づき計算した501,842,392円（1万口当たり302.37円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い165,968,250円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	167,301,254円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	108,507,548円
分配準備積立金	226,033,590円
分配可能額	501,842,392円
（1万口当たり分配可能額）	(302.37円)
収益分配金	165,968,250円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第3期計算期間末（平成22年11月22日）に、投資信託約款に基づき計算した705,832,671円（1万口当たり304.81円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い231,566,402円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	226,170,346円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	252,835,365円
分配準備積立金	226,826,960円
分配可能額	705,832,671円
（1万口当たり分配可能額）	(304.81円)
収益分配金	231,566,402円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第4期計算期間末（平成22年12月21日）に、投資信託約款に基づき計算した884,129,170円（1万口当たり311.14円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い284,157,455円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	297,989,445円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	366,455,897円
分配準備積立金	219,683,828円
分配可能額	884,129,170円
（1万口当たり分配可能額）	(311.14円)
収益分配金	284,157,455円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第6期計算期間末（平成23年2月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,193,065,170円（1万口当たり331.15円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い360,275,917円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	407,481,390円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	539,632,774円
分配準備積立金	245,951,006円
分配可能額	1,193,065,170円
（1万口当たり分配可能額）	(331.15円)
収益分配金	360,275,917円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第7期計算期間末（平成23年3月22日）に、投資信託約款に基づき計算した1,255,429,522円（1万口当たり338.75円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い370,609,270円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	396,551,192円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	576,360,231円
分配準備積立金	282,518,099円
分配可能額	1,255,429,522円
（1万口当たり分配可能額）	(338.75円)
収益分配金	370,609,270円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第8期計算期間末（平成23年4月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,278,236,195円（1万口当たり354.33円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い360,744,659円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	412,200,680円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	582,116,073円
分配準備積立金	283,919,442円
分配可能額	1,278,236,195円
（1万口当たり分配可能額）	(354.33円)
収益分配金	360,744,659円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第9期計算期間末（平成23年5月23日）に、投資信託約款に基づき計算した1,358,226,166円（1万口当たり361.10円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い376,134,368円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	399,519,560円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	634,497,746円
分配準備積立金	324,208,860円
分配可能額	1,358,226,166円
（1万口当たり分配可能額）	(361.10円)
収益分配金	376,134,368円
（1万口当たり収益分配金）	(100円)

第10期計算期間末（平成23年6月21日）に、投資信託約款に基づき計算した1,361,969,093円（1万口当たり369.14円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い368,961,676円（1万口当たり100円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	397,346,547円
有価証券売買等損益	0円

	<table> <tr> <td>収益調整金</td><td>639,407,215円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金</td><td>325,215,331円</td></tr> <tr> <td>分配可能額</td><td>1,361,969,093円</td></tr> <tr> <td>（１万口当たり分配可能額）</td><td>(369.14円)</td></tr> <tr> <td>収益分配金</td><td>368,961,676円</td></tr> <tr> <td>（１万口当たり収益分配金）</td><td>(100円)</td></tr> </table>	収益調整金	639,407,215円	分配準備積立金	325,215,331円	分配可能額	1,361,969,093円	（１万口当たり分配可能額）	(369.14円)	収益分配金	368,961,676円	（１万口当たり収益分配金）	(100円)
収益調整金	639,407,215円												
分配準備積立金	325,215,331円												
分配可能額	1,361,969,093円												
（１万口当たり分配可能額）	(369.14円)												
収益分配金	368,961,676円												
（１万口当たり収益分配金）	(100円)												

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日	当期 自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成22年12月21日現在	当期 平成23年 6 月21日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成22年12月21日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	12,808
投資信託受益証券	577,735,887
合計	577,723,079

当期（平成23年 6月21日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	17,823
投資信託受益証券	1,563,302,371
合計	1,563,284,548

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成22年12月21日現在）

該当事項はありません。

当期（平成23年 6月21日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期（自 平成22年 7月30日 至 平成22年12月21日）

該当事項はありません。

当期（自 平成22年12月22日 至 平成23年 6月21日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成22年12月21日現在	当期 平成23年 6月21日現在
1口当たり純資産額 0.9724円 「1口＝1円（10,000口＝9,724円）」	1口当たり純資産額 0.9258円 「1口＝1円（10,000口＝9,258円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (INR)	14,606,901,044	13,559,586,239	
	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (IDR)	15,074,183,019	13,774,788,442	
	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (CNY)	7,378,966,520	6,560,639,132	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	181,357,282	184,023,234	
合計 4銘柄			37,241,407,865	34,079,037,047	

【アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成22年12月21日現在	当 期 平成23年6月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	191,908,774	67,331,240
投資信託受益証券	7,704,276,950	6,789,462,040
親投資信託受益証券	39,943,423	36,238,413
未収入金	47,400	16,739,474
流動資産合計	7,936,176,547	6,909,771,167
資産合計	7,936,176,547	6,909,771,167
負債の部		
流動負債		
未払金	57,103,000	-
未払収益分配金	46,912,906	42,255,836
未払解約金	9,480,014	26,421,722
未払受託者報酬	152,124	149,875
未払委託者報酬	9,431,897	9,292,878
その他未払費用	140,800	401,258
流動負債合計	123,220,741	78,521,569
負債合計	123,220,741	78,521,569
純資産の部		
元本等		
元本	7,818,817,773	7,042,639,484
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,861,967	211,389,886
（分配準備積立金）	33,190,313	19,209,117
元本等合計	7,812,955,806	6,831,249,598
純資産合計	7,812,955,806	6,831,249,598
負債純資産合計	7,936,176,547	6,909,771,167

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期 自 平成22年7月30日 至 平成22年12月21日	当 期 自 平成22年12月22日 至 平成23年6月21日
営業収益		
受取配当金	174,908,781	341,910,934
受取利息	63,899	40,792
有価証券売買等損益	205,110,265	204,916,034
営業収益合計	30,137,585	137,035,692
営業費用		
受託者報酬	370,668	1,056,116
委託者報酬	22,983,678	65,482,311
その他費用	140,800	401,258
営業費用合計	23,495,146	66,939,685
営業利益又は営業損失（ ）	53,632,731	70,096,007
経常利益又は経常損失（ ）	53,632,731	70,096,007
当期純利益又は当期純損失（ ）	53,632,731	70,096,007
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	229,934	5,347,586
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	5,861,967
剰余金増加額又は欠損金減少額	168,777,745	30,830,736
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	30,830,736
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	168,777,745	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	654,721	12,796,436
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	654,721	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	12,796,436
分配金	120,582,194	288,310,640
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,861,967	211,389,886

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日	当期 自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 同左
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成22年12月21日現在	当期 平成23年 6 月21日現在
1. 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	121,823,019円 7,740,635,610円 43,640,856円	7,818,817,773円 1,881,284,885円 2,657,463,174円
2. 受益権の総数	7,818,817,773口	7,042,639,484口
3. 元本の欠損	5,861,967円	211,389,886円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日	当期 自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日																																
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 8,499,775円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 23,790,995円																																
2. 分配金の計算過程 第1期計算期間末（平成22年9月21日）に、投資信託約款に基づき計算した59,131,919円（1万口当たり285.69円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,418,676円（1万口当たり60円）を分配しております。	2. 分配金の計算過程 第5期計算期間末（平成23年1月21日）に、投資信託約款に基づき計算した235,444,680円（1万口当たり281.63円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い50,159,654円（1万口当たり60円）を分配しております。																																
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>55,025,392円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>4,106,527円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>0円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>59,131,919円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(285.69円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>12,418,676円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(60円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	55,025,392円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	4,106,527円	分配準備積立金	0円	分配可能額	59,131,919円	（1万口当たり分配可能額）	(285.69円)	収益分配金	12,418,676円	（1万口当たり収益分配金）	(60円)	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>47,307,374円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>155,237,204円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>32,900,102円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>235,444,680円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(281.63円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>50,159,654円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(60円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	47,307,374円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	155,237,204円	分配準備積立金	32,900,102円	分配可能額	235,444,680円	（1万口当たり分配可能額）	(281.63円)	収益分配金	50,159,654円	（1万口当たり収益分配金）	(60円)
配当等収益（費用控除後）	55,025,392円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	4,106,527円																																
分配準備積立金	0円																																
分配可能額	59,131,919円																																
（1万口当たり分配可能額）	(285.69円)																																
収益分配金	12,418,676円																																
（1万口当たり収益分配金）	(60円)																																
配当等収益（費用控除後）	47,307,374円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	155,237,204円																																
分配準備積立金	32,900,102円																																
分配可能額	235,444,680円																																
（1万口当たり分配可能額）	(281.63円)																																
収益分配金	50,159,654円																																
（1万口当たり収益分配金）	(60円)																																

第2期計算期間末（平成22年10月21日）に、投資信託約款に基づき計算した155,945,638円（1万口当たり391.46円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い23,902,339円（1万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	23,504,134円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	89,916,941円
分配準備積立金	42,524,563円
分配可能額	155,945,638円
（1万口当たり分配可能額）	(391.46円)
収益分配金	23,902,339円
（1万口当たり収益分配金）	(60円)

第3期計算期間末（平成22年11月22日）に、投資信託約款に基づき計算した174,586,600円（1万口当たり280.47円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い37,348,273円（1万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	31,033,011円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	101,452,821円
分配準備積立金	42,100,768円
分配可能額	174,586,600円
（1万口当たり分配可能額）	(280.47円)
収益分配金	37,348,273円
（1万口当たり収益分配金）	(60円)

第4期計算期間末（平成22年12月21日）に、投資信託約款に基づき計算した217,598,643円（1万口当たり278.30円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い46,912,906円（1万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	44,492,831円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	137,495,424円
分配準備積立金	35,610,388円
分配可能額	217,598,643円
（1万口当たり分配可能額）	(278.30円)
収益分配金	46,912,906円
（1万口当たり収益分配金）	(60円)

第6期計算期間末（平成23年2月21日）に、投資信託約款に基づき計算した232,984,680円（1万口当たり271.80円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い51,431,167円（1万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	48,303,797円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	155,336,978円
分配準備積立金	29,343,905円
分配可能額	232,984,680円
（1万口当たり分配可能額）	(271.80円)
収益分配金	51,431,167円
（1万口当たり収益分配金）	(60円)

第7期計算期間末（平成23年3月22日）に、投資信託約款に基づき計算した227,626,508円（1万口当たり269.43円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い50,691,479円（1万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	48,606,589円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	153,759,713円
分配準備積立金	25,260,206円
分配可能額	227,626,508円
（1万口当たり分配可能額）	(269.43円)
収益分配金	50,691,479円
（1万口当たり収益分配金）	(60円)

第8期計算期間末（平成23年4月21日）に、投資信託約款に基づき計算した214,565,308円（1万口当たり270.32円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い47,625,106円（1万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	48,265,503円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	144,854,841円
分配準備積立金	21,444,964円
分配可能額	214,565,308円
（1万口当たり分配可能額）	(270.32円)
収益分配金	47,625,106円
（1万口当たり収益分配金）	(60円)

第9期計算期間末（平成23年5月23日）に、投資信託約款に基づき計算した211,122,305円（1万口当たり274.50円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い46,147,398円（1万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	49,361,639円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	141,597,441円
分配準備積立金	20,163,225円
分配可能額	211,122,305円
（1万口当たり分配可能額）	(274.50円)
収益分配金	46,147,398円
（1万口当たり収益分配金）	(60円)

第10期計算期間末（平成23年6月21日）に、投資信託約款に基づき計算した191,278,490円（1万口当たり271.60円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い42,255,836円（1万口当たり60円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	40,215,785円
有価証券売買等損益	0円

	<table> <tr> <td>収益調整金</td><td>129,813,537円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金</td><td>21,249,168円</td></tr> <tr> <td>分配可能額</td><td>191,278,490円</td></tr> <tr> <td>（１万口当たり分配可能額）</td><td>(271.60円)</td></tr> <tr> <td>収益分配金</td><td>42,255,836円</td></tr> <tr> <td>（１万口当たり収益分配金）</td><td>(60円)</td></tr> </table>	収益調整金	129,813,537円	分配準備積立金	21,249,168円	分配可能額	191,278,490円	（１万口当たり分配可能額）	(271.60円)	収益分配金	42,255,836円	（１万口当たり収益分配金）	(60円)
収益調整金	129,813,537円												
分配準備積立金	21,249,168円												
分配可能額	191,278,490円												
（１万口当たり分配可能額）	(271.60円)												
収益分配金	42,255,836円												
（１万口当たり収益分配金）	(60円)												

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日	当期 自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においてはデリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成22年12月21日現在	当期 平成23年 6 月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（平成22年12月21日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,717
投資信託受益証券	104,804,296
合計	104,800,579

当期（平成23年 6月21日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,558
投資信託受益証券	159,516,262
合計	159,512,704

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（平成22年12月21日現在）

該当事項はありません。

当期（平成23年 6月21日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期（自 平成22年 7月30日 至 平成22年12月21日）

該当事項はありません。

当期（自 平成22年12月22日 至 平成23年 6月21日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成22年12月21日現在	当期 平成23年 6月21日現在
1口当たり純資産額 0.9993円 「1口＝1円（10,000口＝9,993円）」	1口当たり純資産額 0.9700円 「1口＝1円（10,000口＝9,700円）」

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	PIMCO Asia High Income Bond Fund - J (JPY, Hedged)	7,097,493,247	6,789,462,040	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	35,713,426	36,238,413	
合計 2銘柄			7,133,206,673	6,825,700,453	

【アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネー・プールファンド）】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成22年12月21日現在	第2期 平成23年6月21日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,000,395	5,469,166
流動資産合計	1,000,395	5,469,166
資産合計	1,000,395	5,469,166
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	-	355
未払委託者報酬	144	3,517
その他未払費用	-	491
流動負債合計	144	4,363
負債合計	144	4,363
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	5,460,686
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	251	4,117
（分配準備積立金）	365	1,382
元本等合計	1,000,251	5,464,803
純資産合計	1,000,251	5,464,803
負債純資産合計	1,000,395	5,469,166

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成22年7月30日 至 平成22年12月21日	第2期 自 平成22年12月22日 至 平成23年6月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	395	15,723
営業収益合計	395	15,723
営業費用		
受託者報酬	-	355
委託者報酬	144	3,517
その他費用	-	491
営業費用合計	144	4,363
営業利益又は営業損失（ ）	251	11,360
経常利益又は経常損失（ ）	251	11,360
当期純利益又は当期純損失（ ）	251	11,360
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	10,002
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	251
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	28,101
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	28,101
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	25,593
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	25,593
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	251	4,117

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 期 自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日	第 2 期 自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 . 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、投資信託約款の定めに従い、平成22年 7 月30日から平成22年12月21日までとなっております。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 1 期 平成22年12月21日現在	第 2 期 平成23年 6 月21日現在
1 . 元本状況		
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	-	55,312,876円
期中一部解約元本額	-	50,852,190円
2 . 受益権の総数	1,000,000口	5,460,686口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日	第 2 期 自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日	第 2 期 自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2 . 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	同左
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 1 期 平成22年12月21日現在	第 2 期 平成23年 6 月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 1 期（平成22年12月21日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	395
合計	395

第 2 期（平成23年 6 月21日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,896
合計	1,896

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 1 期（平成22年12月21日現在）

該当事項はありません。

第 2 期（平成23年 6 月21日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期（自 平成22年 7 月30日 至 平成22年12月21日）

該当事項はありません。

第 2 期（自 平成22年12月22日 至 平成23年 6 月21日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第 1 期 平成22年12月21日現在	第 2 期 平成23年 6 月21日現在
1口当たり純資産額 1.0003円 「1口＝1円（10,000口＝10,003円）」	1口当たり純資産額 1.0008円 「1口＝1円（10,000口＝10,008円）」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント ・マザーファンド	5,389,934	5,469,166	
合計 1銘柄			5,389,934	5,469,166	

[次へ](#)

< 参考 >

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区 分	平成22年12月21日現在 金 額 (円)	平成23年 6 月21日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	937,684,852	1,597,201,027
国債証券	4,048,816,000	3,300,325,600
未収利息	-	982,608
前払費用	-	290,131
流動資産合計	4,986,500,852	4,898,799,366
資産合計	4,986,500,852	4,898,799,366
負債の部		
流動負債		
未払金	499,732,400	-
未払解約金	9,939,454	21,200,531
流動負債合計	509,671,854	21,200,531
負債合計	509,671,854	21,200,531
純資産の部		
元本等		
元本	4,414,973,991	4,806,961,702
剰余金		
剰余金又は欠損金 ()	61,855,007	70,637,133
元本等合計	4,476,828,998	4,877,598,835
純資産合計	4,476,828,998	4,877,598,835
負債純資産合計	4,986,500,852	4,898,799,366

[次へ](#)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年 7月30日 至 平成22年12月21日	自 平成22年12月22日 至 平成23年 6月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券 同左 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成22年12月21日現在	平成23年 6月21日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	2,263,210,930円	4,414,973,991円
期中追加設定元本額	3,165,398,905円	2,838,835,868円
期中一部解約元本額	1,013,635,844円	2,446,848,157円
元本の内訳		
S M B Cファンドラップ・欧州株	10,013,150円	9,044,290円
S M B Cファンドラップ・新興国株	5,174,500円	4,627,504円
S M B Cファンドラップ・コモディティ	1,229,641円	1,014,422円
S M B Cファンドラップ・米国債	11,615,842円	5,527,225円
S M B Cファンドラップ・欧州債	16,089,837円	8,794,902円
S M B Cファンドラップ・新興国債	3,745,759円	1,640,581円
S M B Cファンドラップ・日本グロース株	15,780,851円	11,233,398円
S M B Cファンドラップ・日本中小型株	3,528,562円	2,828,810円
S M B Cファンドラップ・日本債	22,751,603円	22,866,922円
D C日本国債プラス	15,507,222円	30,082,294円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	194,581,920円	181,694,317円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	99,003,440円	124,220,807円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	6,604,334円	4,820,531円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	2,744,996,842円	3,153,346,618円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	12,623,125円	28,219,120円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	20,502,667円	120,749,317円
エマージング・ボンド・ファンド（マネーボールファンド）	358,841,953円	271,648,689円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	190,605,378円	89,661,961円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	22,916,277円	21,765,184円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	29,687,828円	20,039,547円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	13,969,644円	10,574,947円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	23,283,104円	15,765,658円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	23,880,280円	16,966,753円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	47,162,593円	38,415,832円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネーボールファンド）	986,334円	986,751円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	140,026,121円	181,357,282円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	39,391,936円	35,713,426円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーボールファンド）	986,583円	5,389,934円
ストラテジック・アジア株式ファンド（限定追加型）	339,486,665円	115,864,033円
日本株厳選ファンド・円コース	-	6,676,443円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	-	219,702,437円

日本株厳選ファンド・豪ドルコース	-	39,306,837円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	-	6,414,930円
合計	4,414,973,991円	4,806,961,702円
2. 受益権の総数	4,414,973,991口	4,806,961,702口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年 7月30日 至 平成22年12月21日	自 平成22年12月22日 至 平成23年 6月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成22年12月21日現在	平成23年 6月21日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（平成22年12月21日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
国 債 証 券	438,200
合 計	438,200

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日まで
の期間（平成22年7月27日から平成22年12月21日まで）を指しております。

（平成23年6月21日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
国 債 証 券	445,800
合 計	445,800

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日まで
の期間（平成22年7月27日から平成23年6月21日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成22年12月21日現在）
該当事項はありません。

（平成23年6月21日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自 平成22年7月30日 至 平成22年12月21日）
該当事項はありません。

（自 平成22年12月22日 至 平成23年6月21日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成22年12月21日現在	平成23年6月21日現在
1口当たり純資産額 1.0140円 「1口＝1円（10,000口＝10,140円）」	1口当たり純資産額 1.0147円 「1口＝1円（10,000口＝10,147円）」

（3）附属明細表
有価証券明細表
<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	284 2年国債	300,000,000	300,129,900	
	国債証券	288 2年国債	1,200,000,000	1,200,444,000	
	国債証券	163 国庫短期証券	300,000,000	299,988,300	
	国債証券	170 国庫短期証券	500,000,000	499,935,500	
	国債証券	182 国庫短期証券	100,000,000	99,997,200	
	国債証券	189 国庫短期証券	100,000,000	99,989,500	
	国債証券	190 国庫短期証券	100,000,000	99,987,600	
	国債証券	196 国庫短期証券	200,000,000	199,963,800	
	国債証券	197 国庫短期証券	100,000,000	99,980,000	
	国債証券	199 国庫短期証券	300,000,000	299,934,000	
	国債証券	202 国庫短期証券	100,000,000	99,975,800	
合 計 11銘柄			3,300,000,000	3,300,325,600	

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年7月末現在）

アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース

資産総額	33,859,638,576 円
負債総額	257,078,076 円
純資産総額（ - ）	33,602,560,500 円
発行済数量	36,290,336,508 口
1単位当り純資産額（ / ）	0.9259 円

アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース

資産総額	6,189,926,770 円
負債総額	60,493,024 円
純資産総額（ - ）	6,129,433,746 円
発行済数量	6,251,692,273 口
1単位当り純資産額（ / ）	0.9804 円

アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーブルファンド）

資産総額	5,465,341 円
負債総額	228 円
純資産総額（ - ）	5,465,113 円
発行済数量	5,460,686 口
1単位当り純資産額（ / ）	1.0008 円

<参考：マザーファンドの純資産額計算書> （平成23年7月末現在）

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	4,962,190,601 円
負債総額	108,880,609 円
純資産総額（ - ）	4,853,309,992 円
発行済数量	4,782,394,903 口
1単位当り純資産額（ / ）	1.0148 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益

証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額：20億円（平成23年7月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

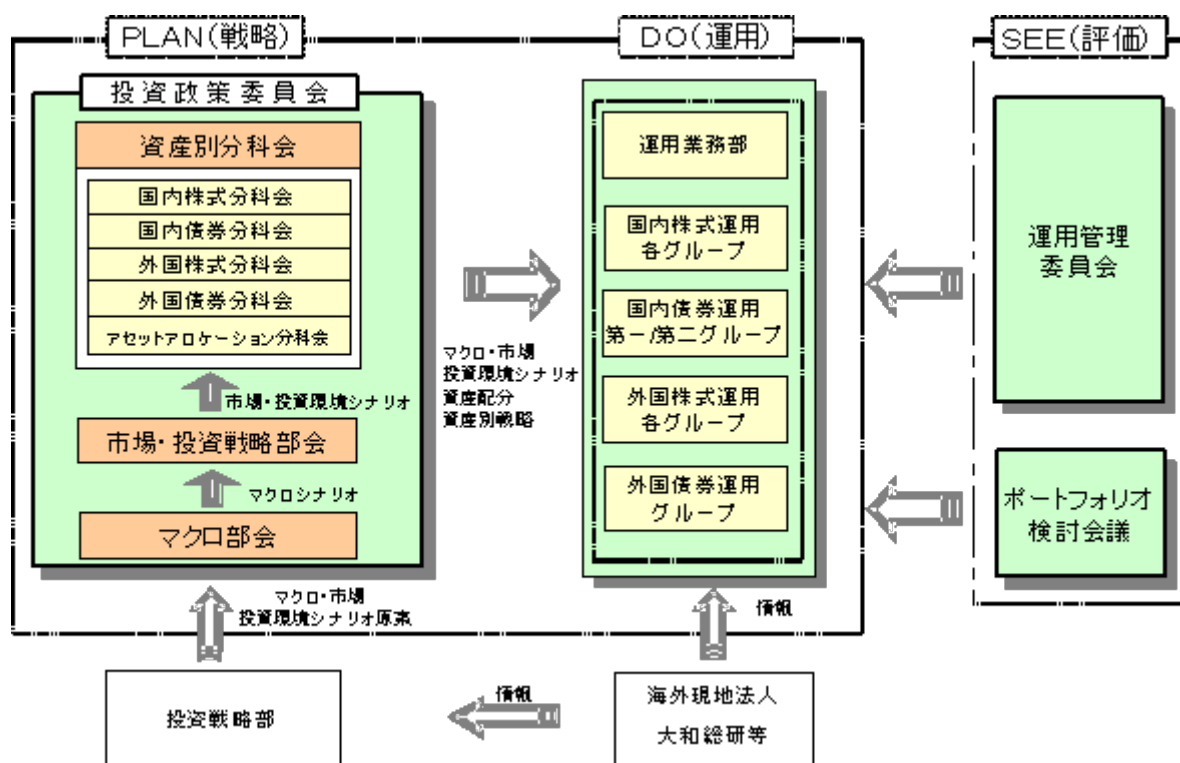
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ピー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年7月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、148本であり、その純資産総額は、約2,778,536百万円です（なお、親投資信託49本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	3	16,844百万円
追加型株式投資信託	144	2,758,519百万円
追加型公社債投資信託	1	3,172百万円
合計	148	2,778,536百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受け、第39期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第38期 (平成22年3月31日)	第39期 (平成23年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		10,732,367	13,597,002
前払費用		158,204	167,271
未収委託者報酬		-	2,467,550
未収運用受託報酬		-	939,007
未収収益		3,018,894	32,023
繰延税金資産		401,279	503,471
その他		3	6,482
流動資産計		14,310,748	17,712,808
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	330,961	271,199
器具備品	1	66,930	47,723
土地		710	710
リース資産		-	10,015
建設仮勘定		-	35,928
有形固定資産計		398,601	365,576
無形固定資産			
ソフトウェア		561,554	455,655
ソフトウェア仮勘定		-	1,454
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		574,261	469,816
投資その他の資産			
投資有価証券		4,474,278	4,606,283
関係会社株式		1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金		5,277	3,331
長期差入保証金		743,958	743,455
出資金		161,517	161,517
繰延税金資産		536,417	545,849
その他		916	2,186

貸倒引当金	73,350	73,350
投資その他の資産計	7,018,789	7,159,048
固定資産計	7,991,652	7,994,441
資産合計	22,302,401	25,707,250

(単位：千円)

	第38期 (平成22年3月31日)	第39期 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	2,841
未払金	183,571	305,187
未払手数料	-	1,159,542
未払費用	1,657,874	952,264
未払法人税等	915,515	1,586,776
前受収益	2,895	2,895
賞与引当金	715,800	831,200
役員賞与引当金	58,000	69,900
その他	18,976	18,208
流動負債計	3,552,633	4,928,817
固定負債		
リース債務	-	7,674
退職給付引当金	835,692	974,968
役員退職慰労引当金	173,442	132,000
固定負債計	1,009,135	1,114,643
負債合計	4,561,769	6,043,460

(単位：千円)

	第38期 (平成22年3月31日)	第39期 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	14,232,788	16,098,918
利益剰余金合計	15,676,519	17,542,649
株主資本合計	17,832,788	19,698,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	92,156	35,129
評価・換算差額等合計	92,156	35,129
純資産合計	17,740,631	19,663,789
負債純資産合計	22,302,401	25,707,250

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	3,603,017	3,364,664
委託者報酬	16,956,717	24,069,333
その他営業収益	24,464	112,848
営業収益計	20,584,199	27,546,846
営業費用		
支払手数料	8,348,565	11,618,664
広告宣伝費	164,821	250,770
公告費	-	824
調査費		
調査費	1,113,852	1,159,953
委託調査費	1,923,670	3,031,399
委託計算費	118,521	126,495
営業雑経費		
通信費	29,464	29,827
印刷費	325,398	388,523
協会費	16,722	18,371
諸会費	6,036	5,711
その他	34,513	30,571
営業費用計	12,081,565	16,661,113
一般管理費		
給料		
役員報酬	205,410	208,730
給料・手当	2,717,562	2,738,220
賞与	40,152	34,776
退職金	4,038	814
福利厚生費	478,341	509,031
交際費	14,440	21,011
旅費交通費	129,350	142,945
租税公課	59,772	69,890

不動産賃借料	848,510	842,754
退職給付費用	190,115	194,442
固定資産減価償却費	119,125	91,811
賞与引当金繰入額	715,800	831,200
役員退職慰労引当金繰入額	39,640	39,130
役員賞与引当金繰入額	58,000	69,900
諸経費	233,998	255,110
一般管理費計	5,854,257	6,049,768
営業利益	2,648,375	4,835,964
営業外収益		
受取配当金	502,114	76,007
受取利息	14,130	6,368
その他	32,982	12,177
営業外収益計	549,227	94,553
営業外費用		
為替差損	8,094	11,583
その他	66	340
営業外費用計	8,160	11,923
経常利益	3,189,442	4,918,593
特別損失		
貸倒引当金繰入額	5,000	-
その他	169	340
特別損失計	5,169	340
税引前当期純利益	3,184,273	4,918,252
法人税、住民税及び事業税	1,378,026	2,240,224
法人税等調整額	168,517	150,601
法人税等合計	1,209,509	2,089,622
当期純利益	1,974,764	2,828,630

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
資本剰余金合計		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,100,000	1,100,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	13,220,524	14,232,788

当期変動額		
剰余金の配当	962,500	962,500
当期純利益	1,974,764	2,828,630
当期変動額合計	1,012,264	1,866,130
当期末残高	14,232,788	16,098,918
利益剰余金合計		
前期末残高	14,664,255	15,676,519
当期変動額		
剰余金の配当	962,500	962,500
当期純利益	1,974,764	2,828,630
当期変動額合計	1,012,264	1,866,130
当期末残高	15,676,519	17,542,649
株主資本合計		
前期末残高	16,820,524	17,832,788
当期変動額		
剰余金の配当	962,500	962,500
当期純利益	1,974,764	2,828,630
当期変動額合計	1,012,264	1,866,130
当期末残高	17,832,788	19,698,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	225,466	92,156
当期変動額		
株主資本以外の項目	133,310	57,026
の当期変動額（純額）		
当期変動額合計	133,310	57,026
当期末残高	92,156	35,129
評価・換算差額等合計		
前期末残高	225,466	92,156
当期変動額		
株主資本以外の項目	133,310	57,026
の当期変動額（純額）		
当期変動額合計	133,310	57,026

当期末残高	92,156	35,129
純資産合計		
前期末残高	16,595,057	17,740,631
当期変動額		
剰余金の配当	962,500	962,500
当期純利益	1,974,764	2,828,630
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	133,310	57,026
当期変動額合計	1,145,574	1,923,157
当期末残高	17,740,631	19,663,789

[次△](#)

重要な会計方針

	第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第39期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～30年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左

	(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 同左 (5) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第39期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
-	（資産除去債務に関する会計基準等の適用） 当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第39期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

-	（貸借対照表） 前事業年度までは流動資産の「未収収益」に含めて表示していた「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」及び流動負債の「未払費用」に含めて表示していた「未払手数料」は、表示をより明瞭にするために当事業年度より区分掲記いたしました。なお、前事業年度における「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」及び「未払手数料」の金額は、それぞれ2,048,181千円、946,091千円、及び952,810千円であります。
---	---

注記事項

（貸借対照表関係）

第38期 （平成22年3月31日）	第39期 （平成23年3月31日）
1.有形固定資産の減価償却累計額 建物 207,904千円 器具備品 228,436千円 2.保証債務 被保証者 従業員 被保証債務の内容 住宅ローン 金額 27,211千円	1.有形固定資産の減価償却累計額 建物 268,368千円 器具備品 248,865千円 2.保証債務 被保証者 従業員 被保証債務の内容 住宅ローン 金額 23,314千円

（損益計算書関係）

第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24 日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成21年3月31 日	平成21年6月25 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	962,500	利益 剰余金	250	平成22年3月31日	平成22年6月29日

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月30日開催の第39回定時株主総会において、次のとおり付議致します。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,424,500	利益 剰余金	370	平成23年3月31日	平成23年6月30日

（リース取引関係）

第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第39期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																								
1. ファイナンス・リース取引 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額	1. ファイナンス・リース取引 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額																								
<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却累 計額相当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>4,823</td><td>2,009</td><td>2,813</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,823</td><td>2,009</td><td>2,813</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	4,823	2,009	2,813	合 計	4,823	2,009	2,813	<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却累 計額相当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>4,823</td><td>2,974</td><td>1,849</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,823</td><td>2,974</td><td>1,849</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	4,823	2,974	1,849	合 計	4,823	2,974	1,849
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																						
器具備品	4,823	2,009	2,813																						
合 計	4,823	2,009	2,813																						
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																						
器具備品	4,823	2,974	1,849																						
合 計	4,823	2,974	1,849																						
(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 966千円 1年超 1,968千円 合計 2,934千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 1,007千円 1年超 961千円 合計 1,968千円																								
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当 額 支払リース料 1,070千円 減価償却費相当額 964千円 支払利息相当額 143千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当 額 支払リース料 1,070千円 減価償却費相当額 964千円 支払利息相当額 104千円																								
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差 額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同左																								
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内 1,609千円 1年超 - 千円 合計 1,609千円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 -																								

（金融商品関係）

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、主たる事業である投資運用業等より発生する運用報酬、委託者報酬が大半を占めております。これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどがファンド財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券はその大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払費用は投資信託の販売に係る支払手数料と運用に係る再委託手数料であります。

未払費用の大半を占める支払手数料は、ファンド財産の中から支払われるため、支払期日に支払を実行出来なくなるリスクは極めて軽微であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

			(単位：千円)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	10,732,367	10,732,367	-
(2) 未収収益	3,014,380	3,014,380	-
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	4,182,854	4,182,854	-
資産計	17,929,602	17,929,602	-
(1) 未払費用	1,472,849	1,472,849	-
負債計	1,472,849	1,472,849	-

(※1) 未収収益のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(※2) 未払費用のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 其他有価証券	
非上場株式	291,423
(2) 子会社株式	
非上場株式	1,169,774
(3) 長期差入保証金	743,958

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められること

から時価開示の対象としておりません。このため、(1) 其他有価証券の非上場株式については2. (3) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権の決算日以後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金・預金	10,732,367
未収収益	3,014,380

合計	13,746,747
----	------------

（金融商品関係）

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどがファンド財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であり、ファンド財産の中から支払われるため、支払期日に支払を実行出来なくなるリスクは極めて軽微であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

			(単位：千円)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	13,597,002	13,597,002	-
(2) 未収委託者報酬	2,467,550	2,467,550	-
(3) 未収運用受託報酬	939,007	939,007	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	4,314,859	4,314,859	-
資産計	21,318,420	21,318,420	-
(1) 未払手数料	1,159,542	1,159,542	-
(2) 未払費用	725,141	725,141	-
負債計	1,884,684	1,884,684	-

(*) 未払費用のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 其他有価証券	
非上場株式	291,423
(2) 子会社株式	
非上場株式	1,169,774
(3) 長期差入保証金	743,455

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められること

から時価開示の対象としておりません。このため、(1) 其他有価証券の非上場株式については2. (4) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	13,597,002	-	-	-
未収委託者報酬	2,467,550	-	-	-
未収運用受託報酬	939,007	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券	-	1,084,621	2,001	-
合計	17,003,560	1,084,621	2,001	-

(有価証券関係)

第38期（平成22年3月31日現在）

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,273,000	1,285,821	12,821
	小計	1,273,000	1,285,821	12,821
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,065,000	2,897,033	167,967
	小計	3,065,000	2,897,033	167,967
合計		4,338,000	4,182,854	155,145

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 291,423千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-

第39期（平成23年3月31日現在）

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	915,000	933,950	18,950
	小計	915,000	933,950	18,950
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,459,000	3,380,909	78,091
	小計	3,459,000	3,380,909	78,091
合計		4,374,000	4,314,859	59,140

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 291,423千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第39期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1.採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。 2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 835,692千円 (注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 144,118千円 確定拠出年金掛金 45,997千円 合 計 190,115千円 (注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。	1.採用している退職給付制度の概要 同左 2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 974,968千円 (注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 143,190千円 確定拠出年金掛金 51,252千円 合 計 194,442千円 (注)退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第39期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																																				
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 流動資産 (千円) <table> <tr><td>未払事業税</td><td>67,959</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>290,614</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td>28,209</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>5,090</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9,404</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の小計)</td><td>401,279</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>401,279</td></tr> </table> 固定資産 <table> <tr><td>退職給付引当金</td><td>339,291</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td>38,408</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>70,417</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>62,988</td></tr> <tr><td>その他</td><td>64,125</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の小計)</td><td>615,932</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>79,514</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の合計)</td><td>536,417</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>536,417</td></tr> </table>	未払事業税	67,959	賞与引当金	290,614	社会保険料	28,209	未払事業所税	5,090	その他	9,404	(繰延税金資産の小計)	401,279	繰延税金資産の純額	401,279	退職給付引当金	339,291	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	38,408	役員退職慰労引当金	70,417	その他有価証券評価差額金	62,988	その他	64,125	(繰延税金資産の小計)	615,932	評価性引当額	79,514	(繰延税金資産の合計)	536,417	繰延税金資産の純額	536,417	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳 流動資産 (千円) <table> <tr><td>未払事業税</td><td>122,775</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>337,467</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td>29,423</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>5,234</td></tr> <tr><td>その他</td><td>8,570</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の小計)</td><td>503,471</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>503,471</td></tr> </table> 固定資産 <table> <tr><td>退職給付引当金</td><td>395,837</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td>38,408</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>53,592</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>24,010</td></tr> <tr><td>その他</td><td>72,409</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の小計)</td><td>624,958</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>79,108</td></tr> <tr><td>(繰延税金資産の合計)</td><td>545,849</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>545,849</td></tr> </table>	未払事業税	122,775	賞与引当金	337,467	社会保険料	29,423	未払事業所税	5,234	その他	8,570	(繰延税金資産の小計)	503,471	繰延税金資産の純額	503,471	退職給付引当金	395,837	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	38,408	役員退職慰労引当金	53,592	その他有価証券評価差額金	24,010	その他	72,409	(繰延税金資産の小計)	624,958	評価性引当額	79,108	(繰延税金資産の合計)	545,849	繰延税金資産の純額	545,849
未払事業税	67,959																																																																				
賞与引当金	290,614																																																																				
社会保険料	28,209																																																																				
未払事業所税	5,090																																																																				
その他	9,404																																																																				
(繰延税金資産の小計)	401,279																																																																				
繰延税金資産の純額	401,279																																																																				
退職給付引当金	339,291																																																																				
投資有価証券	40,700																																																																				
ゴルフ会員権	38,408																																																																				
役員退職慰労引当金	70,417																																																																				
その他有価証券評価差額金	62,988																																																																				
その他	64,125																																																																				
(繰延税金資産の小計)	615,932																																																																				
評価性引当額	79,514																																																																				
(繰延税金資産の合計)	536,417																																																																				
繰延税金資産の純額	536,417																																																																				
未払事業税	122,775																																																																				
賞与引当金	337,467																																																																				
社会保険料	29,423																																																																				
未払事業所税	5,234																																																																				
その他	8,570																																																																				
(繰延税金資産の小計)	503,471																																																																				
繰延税金資産の純額	503,471																																																																				
退職給付引当金	395,837																																																																				
投資有価証券	40,700																																																																				
ゴルフ会員権	38,408																																																																				
役員退職慰労引当金	53,592																																																																				
その他有価証券評価差額金	24,010																																																																				
その他	72,409																																																																				
(繰延税金資産の小計)	624,958																																																																				
評価性引当額	79,108																																																																				
(繰延税金資産の合計)	545,849																																																																				
繰延税金資産の純額	545,849																																																																				

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率
との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率
（調整）	との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 4.7	
過年度法人税等 0.9	
その他 0.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.0	

（セグメント情報等）

セグメント情報

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客よりの営業収益	24,069,333	3,364,664	112,848	27,546,846

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客よりの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客よりの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）
及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,590,851	未払費用	385,057
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,710	銀行業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,955,228	未払費用	259,188

取引条件及び取引条件の決定方針等

1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,310,157	未払手数料	486,916
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,710	銀行業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,038,329	未払手数料	232,560

取引条件及び取引条件の決定方針等

1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

（1株当たり情報）

第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第39期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 4,607円96銭 1株当たり当期純利益 512円93銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 5,107円48銭 1株当たり当期純利益 734円71銭 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第39期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益（千円）	1,974,764	2,828,630
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,974,764	2,828,630
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年3月末現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・資本金：51,000百万円（平成23年3月末現在）
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)投資顧問会社

名称

ピムコジャパンリミテッド

資本金の額

平成23年3月末現在：1,341万米ドル（約1,043百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成23年7月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77.85円）によります。

事業の内容

金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

(3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

(3)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

受託会社の住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)販売会社

株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループはファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3)委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
- (11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年8月5日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コースの平成22年12月22日から平成23年6月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コースの平成23年6月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年8月5日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド・円コースの平成22年12月22日から平成23年6月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コースの平成23年6月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年8月5日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）の平成22年12月22日から平成23年6月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）の平成23年6月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月15日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年2月4日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コースの平成22年7月30日から平成22年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コースの平成22年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年2月4日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド・円コースの平成22年7月30日から平成22年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コースの平成22年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年2月4日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）の平成22年7月30日から平成22年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）の平成22年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月16日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)